

お客様 各位

2019年8月吉日  
モートマンエンジニアリング株式会社

## 消費税引き上げに伴う弊社対応に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます

2019年10月1日より消費税率が10%となることに伴い、弊社における消費税の取り扱いについて下記のとおり対応させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます

内容をご確認いただき ご理解賜りますようお願い申し上げます

敬 具

### 記

#### 1. 講習受講料のご請求

受講終了日が2019年 9月30日までの講習受講料 … 現税率 8%を適用

受講終了日が2019年 10月 1日以降の講習受講料 … 新税率10%を適用

<例> 受講期間が 9/29日～9/30日の場合 税率 8%

受講期間が 9/30日～10/1日の場合 税率10%

#### 2. 修了証再発行等の受付業務

消費税率変更に伴うシステムメンテナンス実施のため以下の期間の修了証再発行等納品業務を下記の期間停止します。

【受付停止期間】 2019年9月24日（火）～2019年9月30日（月）

皆様には大変ご不便をおかけしますことお詫び申し上げますとともに、なにとぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

※本件に関して、不明点等ございましたら下記までお問い合わせください。

管理部 管理課 荒川・横手（TEL：093-645-8935）